

許しません!! 税金の滞納

～ 税負担の公平性を確保するために ～

町税は、納税義務者の皆さんが納期限までに自主的に納めるものです。

納期限を過ぎても納税されない場合は、督促状により納税を促します。それでも納税されない場合は、期限内に納税した方との公正性を確保するため、延滞金の加算や滞納処分(預貯金、生命保険等の財産差押え)を行います。

納税&滞納処分に関するQ&A

・・・よくある質問等・・・

Q 1. 年度内に町税を納付しても滞納になるの？

A. 町税は、納期ごとに納期限が定められています。その期限までに納付されない場合は滞納となります。

Q 2. 督促手数料ってなんですか？

A. 納期限までに町税が納付されない場合、役場から督促状を送付します。納税者は督促状一通につき100円の督促手数料を納付しなければなりません。

Q 3. 延滞金を支払えば、いつ納付してもいいの？

A. 町税は、町の条例で定められた納期限までに納付しなければなりません。そのまま滞納を放置すると滞納処分を受けることになります。

Q 4. 延滞金の減額・免除はできないの？

A. 延滞金は、地方税法にその年率や計算方法などが定められています。特例として自然災害や火災、事業の廃止・休止などに限り減免や免除の制度があります。

Q 5. 借金があるので税金が払えない！

A. 税金は個人債務より優先されます。(地方税法第14条では、税金はすべての借金よりも優先して徴収されると定められています。)

Q 6. 税金を滞納するとどのような影響があるの？

- A. ① 補助金や融資などの行政サービスが制限されます。
② 財産調査が行われ、勤務先や金融機関などにあなたが滞納している事実が知らされます。
③ 滞納処分(差押え)が執行され、あなたの大切な財産を失う恐れがあります。

Q 7. 少額滞納でも滞納処分(差押え)するの？

A. 滞納処分は滞納税額に関係なく行います。なお、これまでに行った差押えの実績は下表のとおりです。

【差押え実績】 (件)

区 分	H21 H23	H24				合 計
		4～6月	7～8月	9～10月	小 計	
預 貯 金	157	33	28	41	102	259
給 与	4	—	1	—	1	5
生命保険	84	7	4	13	24	108
不 動 産	48	1	1	—	2	50
国税還付金	—	1	—	—	1	1
出 資 金	—	—	—	1	1	1
合 計	293	42	34	55	131	424

Q 8. 『茨城租税債権管理機構』ってどんなところ？

A. 茨城租税債権管理機構は、預金、生命保険、不動産、売掛金などの差押え、公売、滞納者宅の捜索などの法的処分を行う組織です。

町では、滞納された税金を回収するため、悪質滞納者を茨城租税債権管理機構に移管しています。今後も、税負担の公平性確保のため、積極的に活用してまいります。

放置しないで早めに相談を！

事情があり納税できない場合でも、相談がないと状況を把握することができないため、滞納処分(差押え)を執行することになります。

やむを得ない事情により納期限までに納税できない場合は、早めにご相談ください。

問合せ 収納対策室(税務課内) ☎029 - 288 - 3111(内線121、122)